

# 行政監視に基づく事業の見直しに関する決議 (労災レセプト審査事務)への対応について

## 1 決議の内容

労災診療費のレセプト審査事務については、平成23年12月8日の衆議院決算行政監視委員会において、「労災診療費のレセプト審査事務の社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)等への委託についても検討を進めるべきである。」との決議がなされ、その対応状況について、6か月以内に当該委員会に報告するよう求められた。

## 2 決議を踏まえた取組

本年3月から、学識経験者、医師、公認会計士の計5名による検討会を5回にわたって開催し、6月1日に報告書を公表した。

報告書では、労災レセプトの審査のうち、

- ・ 業務外の私傷病を除外するなどの労災固有の審査については、国が業務上と判断した範囲や根拠に基づき判断することから、労災保険給付の支給・不支給の決定と密接不可分な関係にあり、これを支払基金等に委託することは困難であること
- ・ 診療報酬点数表等に基づく審査については、支払基金等に委託するよりも、審査体制、審査期間、費用の面から、国が審査した方が効率的・効果的であること

とされ、結論として「支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が労災レセプトを直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる」としている。

(なお、詳細は、別添1の報告書(概要)、別添2の報告書を参照。)

## 3 決算行政監視委員会への報告

本年6月13日、厚生労働大臣から決算行政監視委員会に上記検討会の検討結果を説明するとともに、労災診療費のレセプト審査事務については、国が直接一括して審査する現行の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく旨報告している。